

(様式 2)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	静岡県 西伊豆町

西伊豆町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 西伊豆町 産業振興課 農林水産係
所在地 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 401-1
電話番号 0558-52-1966
FAX番号 0558-52-1202
メールアドレス nousui@town.nishiizu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	西伊豆町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	稲	2a 20千円
	果樹	3a 190千円
	野菜	3a 496千円
イノシシ	稲	5a 49千円
	野生	2a 48千円
	いも類	3a 135千円
ハクビシン	豆類	0.3a 10千円
	果樹	0.3a 10千円
	野菜	2a 57千円
アナグマ	野菜	1a 29千円

(2) 被害の傾向

<p>①ニホンジカ 調査方法の適正化により、被害面積および被害金額は大幅に減少したが、自家消費を目的とした栽培地等では依然として食害が確認されている。更に、山中の下草が食べつくされ樹木にも被害が出ており、被害は全町的に及んでいる。</p> <p>②イノシシ 豚熱の影響と思われる個体数の減少や、目撃情報の減少もみられることから、実際の生息密度も低下している可能性がある。ただし、個人宅周辺の掘り返しや畑を荒らしたりするなど確認されているため、引き続き警戒が必要である。</p> <p>③ハクビシン ハクビシンによる被害は年間を通して発生しており、被害作物は果樹、野菜などへの食害がある。被害区域は全町的に確認されている。</p> <p>④アナグマ アナグマによる被害は年間を通して発生しており、被害作物は野菜などへの食害がある。被害区域は全町的に確認されている。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
ニホンジカ	8a	706千円	7a	635千円
イノシシ	10a	232千円	9a	229千円
ハクビシン	3a	77千円	2a	69千円
アナグマ	1a	29千円	1a	26千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賀茂猟友会西伊豆分会に捕獲を依頼してきた。有害鳥獣駆除事業補助金として年間80万円を支出している。 ・ 平成22年4月1日から有害鳥獣捕獲報償金交付要綱を施行。（平成30年4月1日からイノシシ1頭5,000円、ニホンジカ1頭7,000円、ハクビシン1頭2,000円、アナグマ1頭2,000円と変更） ・ 平成20年4月1日から鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金（国補助）事業の活用。（平成30年4月1日イノシシ成獣1頭7,000円、ニホンジカ成獣1頭7,000円、各幼獣1頭1,000円と変更） ・ 平成23年度の伊豆地域有害鳥獣対策連絡会により購入した町所有の箱わなによる捕獲 ・ 罠による捕獲（※猟友会会員による管理と捕獲した際の処分）農業経営振興会所有分：イノシシ用箱わな5基、小動物用箱わな2基猪等鳥獣害対策協議会所有分：イノシシ用箱わな8基、くくり罠30基 西伊豆町所有分：イノシシ用箱わな10基、くくりわな60基※参考資料として、西伊豆町有害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員の高齢化と後継者不足による会員数の減少が問題となっている。猟友会員の育成を図るとともに、農林業者の方にもわな猟免許の取得を呼びかけ、捕獲者の数を増やす必要がある。 ・ 緩衝帯の設置については道路付近で多めに草刈等を行うよう進めているが、殆どが斜面に隣接した箇所が多く作業が難しい箇所、あるいは所有者が近隣にいないか高齢者のため管理しきれない箇所が多い。

	鳥獣捕獲報償金交付要領を添付する。	
防護柵の設置等に関する取組	有害獣等被害防止対策事業費補助金交付要綱を制定し、電気柵・防護柵の設置費用に対する助成を行ってきた。（補助率2/3 上限150,000円） ※参考資料として、西伊豆町有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金交付要綱を添付する。	・個別柵が多いので、集団での取組みが必要である。 ・適正な管理ができていないため管理方法（草刈り等）を始動する必要がある。
生息環境管理その他の取組	耕作放棄地が鳥獣の寝床や隠れ家となることを防ぐため、農地所有者へ農地の適正管理を呼びかける町内放送を実施するとともに、住民から苦情等が寄せられた場合は、所有者へ草刈り等の対応を依頼している。	農地所有者が県外在住である場合や連絡が取れない場合も多く、通知を行っても実際に草刈り等の管理がなされない事例が見受けられる。

(5) 今後の取組方針

これまで西伊豆町では、猟友会への有害鳥獣駆除事業補助金、有害鳥獣捕獲報償金の交付及び有害獣等被害防止対策事業費補助金により、捕獲と被害防止の両面から対策を行ってきた。

しかし、特にニホンジカにおいては頭数が非常に多いため、現在の捕獲数では個体数の減少には至っていないと推測する。また侵入防止柵については個人ごとの申請となる為、一帯の農地の一部分しか整備されず、餌場としての価値を下げる効果が薄いという問題がある。そこで下記の取組みによって被害軽減目標の達成を目指す。

1. わな猟免許取得の推進（ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アナグマ）各地域で鳥獣被害防止講習会を開催し、わな猟免許の取得について呼びかける。また、わな猟免許取得講習会及びわな猟免許試験を賀茂地区管内で開催を要望し、取得しやすい環境を整える。

2. 被害防止に対する補助（ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アナグマ）有害獣等被害防止対策事業補助金交付要綱に基づき、電気柵・防護柵等の被害防止柵に対する助成を行う。（補助率2/3 上限150,000円）

3. 集落内環境改善の推進（ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アナグマ）耕作放棄地の管理者に対し、草刈りや放置果樹の適切な管理などの実施を呼びかける。

4. 生息地域の調査（ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アナグマ）
 地域ごとに効果的な被害防止対策を実施するために、町猟友会に委託し有害鳥獣の分布・行動範囲や傾向を把握する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会と連携し有害捕獲を行う。
- ・ 町で購入した箱わなや、くくり罠の貸し出しを行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8年度	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の通報や目撃情報などを集約し、農林作物に被害を出しているニホンジカの生息域を特定し、必要に応じて猟友会に依頼し捕獲を行う。 ・ 県で実施している管理捕獲と連携し、対策を進める。
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなを設置する際に、被害地域の住民にわなの移動や餌の提供などの協力を依頼し、箱わなによる捕獲を効率的に行うとともに、住民の鳥獣被害防止への意識を高める。 ・ 被害の通報や目撃情報などを集約し、農林作物に被害を出しているイノシシの生息域を特定し、必要に応じて猟友会に依頼し、捕獲を行う。
	ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の通報や目撃情報などを集約し、生息域を把握し、必要に応じて猟友会に依頼し、捕獲を行う。 ・ 農林業者にわなを貸し出すなど、自衛のための捕獲を進める。
	アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の通報や目撃情報などを集約し、生息域を把握し、必要に応じて猟友会に依頼し、捕獲を行う。 ・ 農林業者にわなを貸し出すなど、自衛のための捕獲を進める。
令和 9年度	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の通報や目撃情報などを集約し、農林作物に被害を出しているニホンジカの生息域を特定し、必要に応じて猟友会に依頼し捕獲を行う。 ・ 県で実施している管理捕獲と連携し、対策を進める。
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなを設置する際に、被害地域の住民にわなの移動や餌の提供などの協力を依頼し、箱わなによる

		<p>捕獲を効率的に行うとともに、住民の鳥獣被害防止への意識を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の通報や目撃情報などを集約し、農林作物に被害を出しているイノシシの生息域を特定し、必要に応じて猟友会に依頼し、捕獲を行う。
	ハクビシ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の通報や目撃情報などを集約し、生息域を把握し、必要に応じて猟友会に依頼し、捕獲を行う。 ・農林業者にわなを貸し出すなど、自衛のための捕獲を進める。
	アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の通報や目撃情報などを集約し、生息域を把握し、必要に応じて猟友会に依頼し、捕獲を行う。 ・農林業者にわなを貸し出すなど、自衛のための捕獲を進める。
令和 10年度	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の通報や目撃情報などを集約し、農林作物に被害を出しているニホンジカの生息域を特定し、必要に応じて猟友会に依頼し捕獲を行う。 ・県で実施している管理捕獲と連携し、対策を進める。
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・箱わなを設置する際に、被害地域の住民にわなの移動や餌の提供などの協力を依頼し、箱わなによる捕獲を効率的に行うとともに、住民の鳥獣被害防止への意識を高める。 ・被害の通報や目撃情報などを集約し、農林作物に被害を出しているイノシシの生息域を特定し、必要に応じて猟友会に依頼し、捕獲を行う。
	ハクビシ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の通報や目撃情報などを集約し、生息域を把握し、必要に応じて猟友会に依頼し、捕獲を行う。 ・農林業者にわなを貸し出すなど、自衛のための捕獲を進める。
	アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の通報や目撃情報などを集約し、生息域を把握し、必要に応じて猟友会に依頼し、捕獲を行う。 ・農林業者にわなを貸し出すなど、自衛のための捕獲を進める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画をふまえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>① ニホンジカ</p> <p>捕獲数は減少しているが、未だ目撃情報や被害の報告が多数あり、生息域</p>

の拡大や個体数の増加が懸念されるため捕獲計画数を5ヶ年の捕獲実績の平均値より約30%増の330頭とする。

② イノシシ

捕獲数は減少傾向にあるが、目撃情報や住宅付近に出没するなどの相談が多数あり、生息域の拡大や個体数の増加が懸念されるため、捕獲計画数を5ヶ年の捕獲実績の平均値より30%増の300頭とする。

③ ハクビシン

捕獲数は減少傾向にあるが、目撃情報や被害相談も多数あるため、捕獲計画数を5ヶ年の捕獲実績の平均値より約30%増の70頭とする。

④ アナグマ

被害の報告があることから、捕獲計画数を4ヶ年の捕獲実績の平均値より約30%増の80頭とする。

対象鳥獣	捕獲実績数（数）				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ニホンジカ	274	321	225	258	172
イノシシ	369	313	170	186	85
ハクビシン	38	69	57	50	48
アナグマ	-	64	87	48	47

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	330	330	330
イノシシ	300	300	300
ハクビシン	70	70	70
アナグマ	80	80	80

捕獲等の取組内容
銃及び箱わな、くくりわなを用いて有害捕獲を行うことを標準とする。被害状況に応じ、被害防止目的の捕獲の実施期間を検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
現状ライフル銃による捕獲等を実施する予定が無いため、今後必要性があり次第検討していく。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内	権限移譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供
イノシシ	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供
ハクビシン	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供
アナグマ	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供	電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置の補助及び情報提供
備考	予算 100万円 (予定) 町単独事業	予算 100万円 (予定) 町単独事業	予算 100万円 (予定) 町単独事業

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	町補助金の周知、電気柵等の点検・補強の啓発	町補助金の周知、電気柵等の点検・補強の啓発	町補助金の周知、電気柵等の点検・補強の啓発

イノシシ	町補助金の周知、 電気柵等の点検・ 補強の啓発	町補助金の周知、 電気柵等の点検・ 補強の啓発	町補助金の周知、 電気柵等の点検・ 補強の啓発
ハクビシン	町補助金の周知、 電気柵等の点検・ 補強の啓発	町補助金の周知、 電気柵等の点検・ 補強の啓発	町補助金の周知、 電気柵等の点検・ 補強の啓発
アナグマ	町補助金の周知、 電気柵等の点検・ 補強の啓発	町補助金の周知、 電気柵等の点検・ 補強の啓発	町補助金の周知、 電気柵等の点検・ 補強の啓発

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

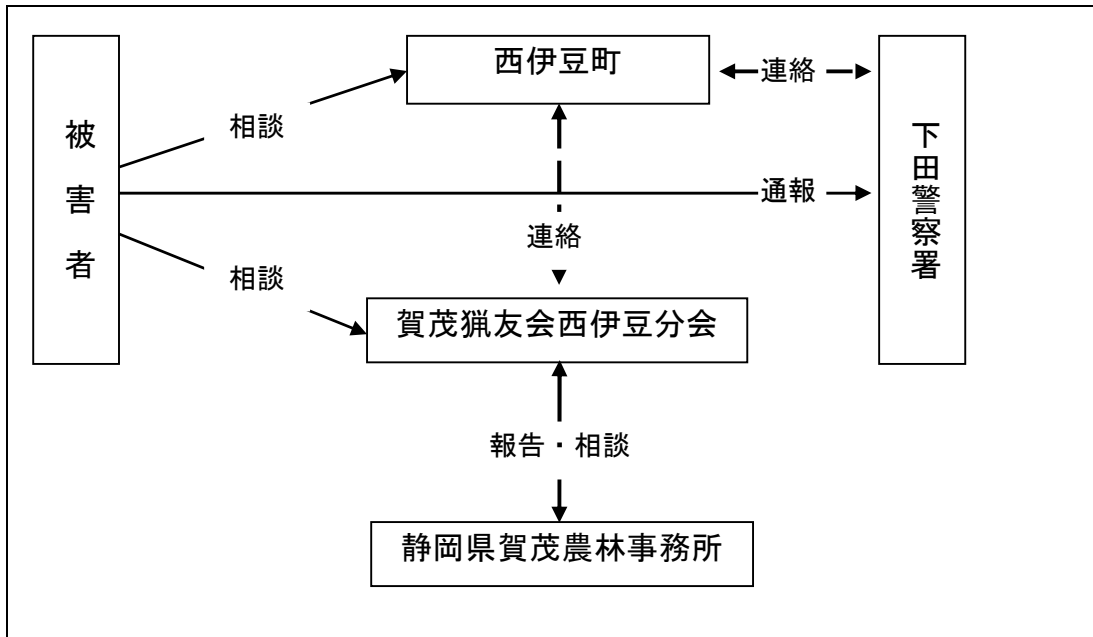
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ	対象鳥獣の住処となる遊休農地の管理の呼びかけ、町補助金の周知、放送や広報、回覧等での被害防止対策の周知。
令和9年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ	対象鳥獣の住処となる遊休農地の管理の呼びかけ、町補助金の周知、放送や広報、回覧等での被害防止対策の周知。
令和10年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン アナグマ	対象鳥獣の住処となる遊休農地の管理の呼びかけ、町補助金の周知、放送や広報、回覧等での被害防止対策の周知。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西伊豆町役場	現場対応と関係機関に連絡
下田警察署	現場対応
賀茂猟友会	情報提供
賀茂農林事務所	情報提供と被害対策への協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

食用、埋設

・現在、捕獲した有害鳥獣は、自家消費又は埋設処分をしている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	鹿・猪の食肉としての販売 // の加工品の販売
ペットフード	犬用ペットフードへの加工
皮革	特に行っていない
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特に行っていない

(2) 処理加工施設の取組

取組として行っているものはない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組として行っているものはない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊豆地域猪等鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
富士伊豆農業協同組合	連絡会の運営・情報提供
市町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）	情報提供と被害対策の実施
賀茂地区農業委員会協議会	情報提供と被害対策への協力
賀茂地域担い手育成総合支援協議会	情報提供と被害対策への協力
伊豆森林組合	情報提供と被害対策への協力
賀茂猟友会	情報提供と被害対策への協力
鳥獣保護管理員	情報提供と被害対策への協力
静岡県賀茂農林事務所	情報提供と被害対策への協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県森林・林業研究センター	鳥獣被害防止に関する助言・指導
下田警察署	住宅地での捕獲協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成31年4月1日から西伊豆町鳥獣被害対策実施隊を設置した。

活動内容

- ・西伊豆町被害防止計画に定める対象鳥獣の被害防止対策等に関すること。
- ・対象鳥獣の追い払いに関すること。
- ・地域住民への被害防止に対する助言指導に関すること。
- ・その他被害防止施策の実施に当たり町長が必要と認めること。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域住民との連携

- ・箱わなを仕掛ける際の土地の提供（使用の許可）、運搬の支援、餌の提供等資格を必要としない部分について地域自治会等の協力を得る。
- ・農作物残渣や生活ごみなど、餌になるものの管理の説明。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・被害防止対策に関して、鳥獣被害対策実施隊ミーティングと連携し、共同で講演会や情報交換会、研修会を開催する。
- ・捕獲対策等に関して国・県と情報交換を図っていく。
- ・ジビエ料理としての活用を促進するため、情報収集に努める。
- ・電気柵等の適切な設置について広報活動や安全点検を実施していく。